

調布市立染地小学校 施設整備に関する基本方針

令和6年7月

調布市教育委員会

1 施設整備に至る経過

調布市立染地小学校（以下、「染地小学校」という。）は、多摩川住宅の一角に建設され、ロ号棟の第一次入居に合わせて、昭和41年に開校した学校です。

多摩川住宅は、調布市と狛江市の2市に跨る住宅施設として建築されましたが、建物の老朽化や居住者の高齢化が課題となっており、社会経済状況の変化に応じた施設の更新が求められています。

このため、良質な住宅ストックへの更新を段階的に誘導するとともに、地域の生活利便性の向上と賑わいの創出を図ることを目標として、一団地の住宅施設^(※1)から地区計画^(※2)へ移行することとし、平成29年9月に「多摩川住宅地区地区計画」が定められました。

現在では、団地内の各住宅地区における管理組合にて、建替え推進決議が順次進められており、概ね建替えをする意向のある地区を、住宅再生地区としています。

この住宅再生地区内のホ号棟においては、既に、建替え工事が進行中であり、今後、他の棟においても順次建替えが進められた場合には、子育て世代の転入により、染地小学校の児童数の増加が見込まれます。

こうしたことから、保有する4棟の校舎棟は築後54年以上経過しており、その老朽化対策が課題であるほか、地区計画の進捗状況に合せた校舎の建替え及び再配置計画が検討課題となっています。

こうした状況を踏まえ、染地小学校の将来的な建替えを見据えた中で、施設の規模や機能、建築計画、整備手法等に関する事項など、調布市学校施設整備方針や調布市公共施設マネジメント計画に基づき検討するものです。

(※1) 一団地の住宅施設（都市計画法第11条第1項第8号）

良好な居住環境を有する住宅及びその居住者の生活の利便の増進のため必要な施設を一団の土地に集団的に建設することにより、都市における適切な居住環境の確保及び都市機能の増進を図ることを目的とした都市施設。

(※2) 地区計画（都市計画法第12条の5）

地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」をいう。地区計画は、地区計画の「目標」、「方針」及び道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、市民などの意見を反映してまちづくりのルールをきめ細かく定めるもの。

2 施設整備の基本方針

(1) 基本方針検討にあたっての考え方

染地小学校の施設整備に関する基本構想の策定に向け、「調布市教育大綱」、「調布市教育委員会教育目標」、「調布市教育委員会基本方針」に基づき、染地小学校の施設整備に関わる基本的な方針を示すものです。

調布市教育委員会教育目標

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子どもの育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援するなどの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

調布市教育委員会基本方針

調布市教育委員会は、教育目標の実現に向け、以下の5つの基本方針及び調布市教育プランに基づき、総合的な教育施策を推進します。

- 基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる
- 基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する
- 基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める
- 基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する
- 基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

(2) 施設整備の基本方針

ア 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な教育環境の整備

- 新しい施設，地域の特色を生かした学校づくり
- 対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応した学校づくり
- 一人一台端末環境のもと，個別最適な学びの環境となる学校づくり

イ 健康的かつ安全で豊かな教育環境の確保

- だれもが安全・安心に利用できることに加え，防犯面にも配慮し，児童が良好な教育環境の中で学習できる学校づくり
- 感染症対策の教訓を踏まえた新たな学校づくり
- 特別な支援が必要な児童一人一人の能力を最大限伸ばすため，適切な支援が行うことができる学校づくり
- 食育の重要性に鑑み，食物アレルギー対策を基軸とし給食環境の充実を図る学校づくり

ウ 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

- 地域コミュニティの拠点となる学校づくり
- 地域開放を前提とし，地域との関わりを持った学校づくり
- 避難所施設として防災機能・体制強化を図る学校づくり
- 学校施設以外の公共施設との施設複合化を進める学校づくり

(3) 対象となる施設

染地小学校を対象とします。



【参考】染地小学校の施設概要（現況）

令和5年度末時点

施設名	所在地	敷地 (㎡)	建物名称	延べ面積 (㎡)	経過年数	全体延べ面積 (㎡)
染地小学校	染地 3-1-81	11,307	西校舎 1	2,294	58	6,015
			西校舎 2	299	54	
			中央校舎	1,840	56	
			東校舎	824	54	
			体育館	683	52	
			プール付属屋	75	34	

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年度 基本構想

令和7・8年度 P F I 導入可能性調査・基本計画・事業者選定

※以降のスケジュールについては、P F I 導入可能性調査結果を踏まえ検討